

公立八鹿病院看護専門学校 学校関係者評価委員会設置要項

(目的)

第1条 自己評価の評価結果について、学校外の関係者（以下、「学校関係者」という。）による評価を行い、自己評価結果の客観性・透明性を高め、本校と密接に関係する者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図る。

(役割)

第2条 学校関係者は、学校長の求めに応じ、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度に学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価するとともに、学校運営の継続的改善を図る観点から、運営改善のための専門的助言を行う。

- (1) 自己評価の結果の内容が適切か
- (2) 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切か
- (3) 学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切か
- (4) 学校運営の改善に向けた実際の取組が適切か

(委嘱)

第3条 学校関係者は、次に掲げる区分から状況に応じて学校長が委嘱する。

- (1) 兵庫県看護協会
 - (2) 臨地実習施設関係者
 - (3) 教育に関し知見を有する者（大学教員）
 - (4) 本校卒業生代表
- 2 学校関係者の任期は、委嘱の日から原則として1年とする。

(学校関係者評価委員会)

第4条 学校関係者からなる評価委員会を設置する。

- 2 評価委員会は、学校長が招集する。
- 3 評価委員会の開催回数は、年間1回以上とする。
- 4 評価委員会は、必要に応じて担当教職員の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 学校関係者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(評価結果の公表・活用)

第6条 学校長は、評価委員会の評価結果や今後の改善策等についてとりまとめ、広く公表する。

- 2 学校長は、評価結果を改善方策の検討において活用し、次年度の重点目標の設定や学校運営や教育活動について具体的に改善を図る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、学校長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月20日から施行する。

令和4年度 学校関係者評価委員会

選出区分	氏名	任期	備考
公益社団法人 兵庫県看護協会	地区理事 福井 あけみ	2022.4.1～2023.3.31	看護職能団体から看護師教育の提言をいただく。
大学関係者	立命館大学文学部 国際文化学域 教授 長澤 麻子	2022.4.1～2023.3.31	教育に関する知見があり教育課程経営への意見をいただくと共に学校評価システムへの助言をいただく。
実習病院看護部	公立八鹿病院 看護部長 高階 優子	2022.4.1～2023.3.31	看護学講師、卒業生の就職先のリーダーから望む看護職者について提言をいただく。
卒業生代表	公立八鹿病院 看護師 清水 知佳 細見詩保代	2022.4.1～2023.3.31	現行カリキュラムを受け卒業した看護職者より、現行カリキュラムの評価と提言をいただき、今後の改正に活かす。